

## 2016(H28)年 9 月 13 日 9 月議会一般質問

○私は自由民主党福岡市議団を代表いたしまして、本市の弥生時代遺跡の認識と観光資源としての活用について、早良区南部地域における生活交通対策について、市街化調整区域の土地利用規制緩和について、以上3点について質問いたします。

まず初めに、本市の弥生時代遺跡の認識と観光資源としての活用について質問させていただきます。

ことしの4月、地域集会所において、有田まちおこし会主催による講演会が開催されました。講師は郷土史研究家萱島伊都男氏、演題は「早良区有田遺跡は日本最古の絹の出土地」です。有田遺跡群からは石器時代から古墳時代、戦国時代、近世、そしてまた近代まで連綿と生活が営まれてきたことを知ることができます。特に弥生時代の遺物が数多く出土しており、その一つが、講倫館高校の敷地内で調査されたかめ棺の中から出土した銅戈です。これには日本最古の絹が巻かれていました。魏志倭人伝によると、倭人は桑で蚕を飼い、絹で織物をつくっていたとのこと。卑弥呼が魏の皇帝に絹織物を献上したことが記載されていますが、畿内からはまだ当時の絹は出土しておらず、邪馬台国は絹の産地であった福岡市、またその近郊であったのではない

かとロマンをかき立てる話が続きました。講演の後も参加者から質問が相次ぎ、会場は弥生時代にタイムスリップしたようでした。地元しながら、身近なところから貴重な歴史的遺物が相次いで出土していることに、驚きと興味を持たれた様子でした。

本市は古くから大陸との交流の窓口として栄え、福岡市は弥生銀座と言われるほど弥生遺跡が多く、今でも発掘されているようですが、主な遺跡とどのようなものが出土しているのか、お尋ねします。

これで、1問目の質問を終わらせていただき、2問目以降は自席にて質問させていただきます。

○経済観光文化局長　まず、弥生時代の主な遺跡でございますが、国指定の史跡として我が国で最初に稲作が行われました板付遺跡や最古の王墓が発見されました吉武高木遺跡のほか、金隈遺跡、野方遺跡及び今山遺跡などがあり、日本最古の絹が巻かれた青銅製の武器である銅戈が出土しました有田遺跡がございます。また、これらの遺跡から出土した遺物についてでございますが、弥生土器、石器、木製品のほか、かめ棺やそれにおさめられていた青銅製の武器や鏡など、貴重な副葬品が出土いたしております。以上でございます。

○有田遺跡のほか、さまざまな遺跡があり、数々の貴重な副葬品が出土しているとのことですが、現在、本市で整備された遺跡がどこにあり、また、出土品をどこに展示してあるのか、お尋ねいたします。

○経済観光文化局長 まず、現在、既に整備されました弥生時代の遺跡でございますが、博多区の板付遺跡、金隈遺跡、西区の野方遺跡がございます。また、出土品の展示についてでございますが、板付遺跡、金隈遺跡、野方遺跡の各遺跡に設置する資料館で展示しているほか、埋蔵文化財センターや博物館において展示をいたしているところでございます。以上でございます。

○各遺跡の資料館や埋蔵文化財センター等において、出土品が展示されているとのことですが、一般公開している各遺跡の資料館及び埋蔵文化財センターの過去5年間の入館者数についてお尋ねいたします。

○経済観光文化局長 まず、各資料館の過去5年間の年間入館者数についてでございますが、板付遺跡の資料館につきましては、平成23年度が1万6,630人、24年度が1万7,771人、25年度が1万9,743人、26年度が2万2,694人、27年度が2万1,915人となっております。

次に、金隈遺跡につきましては、23年度が2,743人、24年度が2,815人、25年度が2,459人、26年度が3,131人、27年度が2,526人となっております。

次に、野方遺跡につきましては、23年度が5,184人、24年度が4,441人、25年度が4,862人、26年度が5,032人、27年度が4,269人となっております。

最後に、埋蔵文化財センターにつきましては、23年度が7,206人、24年度が6,862人、25年度が5,821人、26年度が4,670人、27年度が5,206人となっております。以上でございます。

○次に、平成27年度の入館者数から小学校などの社会科見学を除いた人数についてお尋ねいたします。

○経済観光文化局長 平成27年度の小学校等の見学者を除きました入館者数につきましては、板付遺跡が1万1,139人、金隈遺跡が2,358人、野方遺跡が2,745人、埋蔵文化財センターが4,362人となっております。以上でございます。

○小学校などの社会科見学を除くと、1日平均の見学者数、わずか7

人、多いところでも 35 人と少なく、とても残念に思いますが、各遺跡には熱心な入館者がおられ、今後創意工夫によっては観光資源としての可能性が十分にあるのではないかと思います。

さて、日本で最古の鏡、玉、剣の三種の神器が出土し、最古の王墓として脚光を浴びた福岡市西区の吉武高木遺跡が発見されて 30 年を越そうとしています。当時の熱気も冷めてしまった感もありますが、市役所に入所して間もなく、発掘現場に配置された現埋蔵文化財課長常松幹雄氏の著書「最古の王墓」から当時の発掘現場での熱気や感動が伝わってきます。かめ棺ロードと呼ばれるほどの数多くのかめ棺から数多くの副葬品が出土しています。新たな出土品が出るたび、感動の声と歓声の声が発掘者だけではなく、発掘事務所スタッフ、マスコミの記者、見学者、そして地域へ伝わって共鳴し合うオーケストラを思わせる状況だったのではないかと感じ取りました。常松氏は著書の中で、これからの吉武高木遺跡の整備について、ドラマティックな視点を組み込めるかが岐路となる。そして、ただ単に 2000 年前の弥生時代の過去の文化として捉えるのではなく、かめ棺に刻まれた線刻画や文様を基調にイメージのコスモスを広げて、福岡アジア美術館と共催して史跡を世界に発信できる好機となるだろうと語っておられます。私も同じ思いです。平成 24 年の吉武高木遺跡に関する私の質

問に対しての回答は、平成 23 年度に整備手法の見直しを行い、早期整備の計画案を策定し、指定地域の 3 分の 2 に当たる 2 万 7,000 平米を 4 カ年で整備することとし、平成 25 年度から順次部分的な公開を行いながら、平成 28 年度にはその全体を公開するとの予定でしたが、改めて吉武高木遺跡の整備の目的と進捗状況についてお尋ねいたします。

○経済観光文化局長 まず、吉武高木遺跡の整備の目的についてでございますが、国民共有の歴史遺産として史跡地を広く公開し、展示や説明によって来訪者に史跡の価値と魅力を伝えることとなっております。また、進捗状況でございますが、平成 25 年 8 月に早期整備対象地約 2 万 7,000 平方メートルのうち、約 7,000 平方メートルの広場部分をやよいの風公園として一部開園し、残る約 2 万平方メートルにつきましては、今年度末に完工し、平成 29 年度当初に開園の予定となっております。以上でございます。

○ある歴史に興味を持った方が、吉武高木遺跡に行こうと地下鉄姪浜駅でタクシーに乗り、行き先を言ったけど、運転手は場所を知らなかった。尋ね訪ねしながら、やっと目的地の吉武高木遺跡に着いたけれども、そこには何も無い原っぱだった。運転手がお客に、こんなに何

にもないところに何しに来たのかと尋ねたとの話を聞きました。室見川を挟んでわずか1キロメートルしか離れていない早良区の人でも、名前は聞いたことはあるが、場所は知らないという人が多いようです。平成28年度完成とのことで、まだ整備中とのことですが、先ほど申しましたように、場所がわかりにくい。実際、現地に行った方々は、芝を張った公園だけでしかなく、弥生時代をほうふつさせるものがなかった。遺跡を知るための説明板などが少な過ぎる。ただよかったのは、周辺に大きい建物が少なく、西に飯盛山、東に油山、そして南に脊振山山系と、古代から稜線を変えることもない山々が見られたことだと感想を語っておられます。

そこで、完成予定である28年度、今後半年間の整備についてお尋ねします。

また、大型建物の跡もあったとのことですが、復元整備の計画があるのかについても、あわせてお尋ねいたします。

○経済観光文化局長　まず、吉武高木遺跡の今後半年間の整備についてでございますが、28年度末までに遺跡から発見された王墓や数多くのかめ棺などを復元するほか、あずまやや遺跡全体が見渡せる展望地を設置し、当時の時代背景や周辺の文化財情報など、遺跡の価値を理

解してもらうための説明板などを整備することといたしております。

また、自家用車等で来場される方のための道路サインの充実につきましては、現在、関係課と協議を進めているところでございます。

次に、大型建物跡の整備についてでございますが、早期整備地内で発見されたものではないため、今回、復元整備はしておりませんが、大型建物を詳細に解説した説明板の設置を行うこととしております。なお、大型建物跡は、本遺跡での重要な発見の一つであるため、将来の全面整備の段階におきましては、その復元についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉武高木遺跡では、発見された王墓やかめ棺の復元整備や遺跡全体が見渡せる展望地、遺跡の説明板が設置されることがわかり、安心しました。多くの方が訪れる吉武高木遺跡になることを期待いたします。

さて、埋蔵文化財センターには、古代から近世までの発掘された120万点を超す収蔵品が収納されているようですが、収蔵品の今後の活用についてお尋ねします。

また、金隈遺跡展示館や野方遺跡展示館では、ドームで覆って発掘現場をそのままの状態で開催していますが、変色してしまっていて臨場感が少なくなっています。これらのリニューアルの計画はあるのか、あ



わせてお尋ねいたします。

○経済観光文化局長　まず、埋蔵文化財センターの収蔵品の活用につきましては、埋蔵文化財センターや博物館で展示をいたしますほか、希望がありました小学校や公民館、民間施設に展示コーナーを設置し、子どもたちや市民の方々などの閲覧に供してきたところでございます。また、センターの収蔵庫で保管しております出土品につきましては、研究者や市民の方々の希望に応じて、随時閲覧に供するほか、センターで開催する講座などで紹介をいたしているところでございます。今後とも、埋蔵文化財センターの収蔵品の活用に努めてまいります。

次に、金隈遺跡、野方遺跡の展示館についてでございますが、議員御指摘のとおり、露出展示箇所の変色などが進んでおりますため、リニューアル工事を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○今後も引き続き収蔵品の展示、遺跡のリニューアルに積極的に取り組み、より多くの市民、観光客の目に触れる資産となることを期待いたします。

さて、弥生時代に関する話になると、どうしても邪馬台国はどこに

あったかに話題が移ります。女王卑弥呼の国、邪馬台国の場所の追求は、江戸時代から儒学者新井白石や国学者本居宣長ら多くの学者を初め、古代史マニアによって論争が繰り広げられてきましたが、主な比定地だけでも三十数カ所あって、いまだ決着はついていません。この邪馬台国論争は、私たち日本人を夢中にさせる古代ロマンの一つです。邪馬台国は福岡平野にあったと冒頭に御紹介しました。萱島伊都男氏を初め、古代史研究家の高柴昭氏や中村道敏氏は著書の中で福岡平野説を筋道を立てて論じておられます。この場で説明していますと、時間がとても足りませんので、端的な説明をさせていただきます。私たちは「奴国」を「なこく」と呼んでおります。(パネル表示) この字ですが、古事記や万葉集、また中国の文献で調べても、「な」という読み方はしないそうです。どこで調べても「ど」か「ぬ」か「の」としか発音されてないということです。私も漢和辞典を開きまして調べてみたんですが、やっぱり音の表記は「な」の表記がなかったということですね。そういうことなんですが、その早良平野においては、その「ぬ」とか「の」がつく古い地名が何カ所か残っています。しかも、その時代の遺跡が幾つも確認されていることから、早良平野に一つの国、奴国(ぬこく)があってもおかしくないということです。魏志倭人伝の新しい解釈や弥生遺跡の出土品の状況などから、伊都国から 10 キロ

行ったところに奴国、その奴国から 10 キロメートル行ったところの博多湾岸に不彌国があり、その南隣に広がる福岡平野が邪馬台国であると論じておられています。邪馬台国論争に福岡市が名乗りを上げるのはともかくとして、本市には金印だけではなく、国の成り立ちを示す日本最古の三種の神器が出土した吉武高木遺跡、日本最古の稲作の集落であった板付遺跡、最古の絹織物出土の有田遺跡等々、弥生のリーダー都市とも言えるほど栄えていたことを示す遺物がたくさんあります。これからも思いがけないものが出土する可能性を秘めています。この弥生時代の史跡をまず市民に知っていただき、さらには国内外の観光客の方々に古代から中国、朝鮮半島など、大陸と親密な交流があったことを知っていただくためにも、ぜひ足を運んでいただきたいと思っています。

本市はこれらの弥生時代の遺跡を観光資源としてどのように活用していられるのかお尋ねして、本件の質問を終わらせていただきます。

○経済観光文化局長 弥生時代の遺跡の観光資源としての活用についてでございますが、二千年に及ぶ大陸との交流の歴史を今に物語る、福岡市にしかない歴史資源であることから、観光客にとって、より魅力ある資源となるよう磨き上げていく必要があるものと考えておりま

す。このため、訪れた方々に弥生時代のロマンを感じ取っていただけるよう、各遺跡でのわかりやすく、魅力ある展示解説や、弥生時代の遺跡の中でも代表的な遺跡である吉武高木遺跡や板付遺跡において、当時をほうふつさせる田植えや稲刈り、火おこしなどの体験イベントを実施してまいりたいと考えております。また、遺跡周辺の観光資源と組み合わせたエリアマップの作成や、福岡歴史なび、よかなびでの効果的な情報発信など、地域のボランティア団体の方々などとも連携しながら、市内の遺跡の観光活用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○次に、早良区南部地域における生活交通対策について質問させていただきます。

私は平成 26 年 12 月の議会におきまして、早良区南部地域のバス交通について質問をいたしました。その際、早良区南部地域の高齢化や人口の減少が急速に進んでいる現状を踏まえ、地域住民の大切な交通手段となっているバス交通の利便性を促進することの重要性と、将来を見据え、福岡市独自の生活交通の実行に向けて、重点的に取り組むよう要望しておりました。

そこで、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に

関する条例、いわゆる生活交通条例に基づく現在の本市の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○住宅都市局長 生活交通条例に基づく生活交通確保の取り組みといたしましては、休廃止対策、不便地対策及び生活交通確保支援の3つの施策を実施しております。まず、休廃止対策につきましては、路線バスの休廃止に伴い、鉄道駅及びバス停から1キロメートル以上離れた公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に福岡市が補助を行っており、早良区の脇山支線など、市内5路線が対象となっております。

次に、不便地対策につきましては、鉄道駅から1キロメートル及びバス停から500メートル以上離れた公共交通の利用が不便な地域やそれに準じる地域において、地域主体の取り組みに対する検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に福岡市が補助を行っております。これまで市内3地区での取り組みが進み、早良区の内野七丁目地区、いわゆる早良ニュータウンにおきましては、平成27年度に地域が行う検討経費への補助を行い、現在も検討が続けられております。また、生活交通確保支援につきましては、休廃止対策や不便地対策の対象以外の地域である西区橋本地区や西の浦地区、早良区賀茂地区などにお

きまして、地域主体の取り組みに対し、福岡市による専門的なアドバイスなどの活動支援を行っております。以上でございます。

○路線バスの休廃止に伴い、交通空白地で代替交通を確保しているのは福岡市内で5路線とのことですが、早良区南部地域では脇山支線が該当しています。この脇山支線は、南部地域における西鉄バスの廃止に伴い、平成22年から曲渕、椎原と、西鉄バス早良営業所を連絡する路線として、本市が補助金を出し、休廃止対策として運行されているものです。

そこで、運行開始から6年が経過している脇山支線の利用状況と市の補助金額の推移についてお尋ねいたします。

○住宅都市局長 脇山支線の乗車人数の推移につきましては、平成22年度は約5万8,200人、23年度は約5万4,100人、24年度は約4万9,700人、25年度は約4万9,000人、26年度は約4万3,500人、27年度は約4万3,400人となっております。また、福岡市の補助金額の推移につきましては、平成22年度は約2,568万円、23年度は約2,536万円、24年度は約2,568万円、25年度は約2,552万円、26年度は約2,658万円、27年度は約2,666万円となっております。以上でございます。

○脇山支線の利用状況については、年々減少傾向にあり、それに伴って市の補助金額も徐々にふえている傾向にあります。これは今後も南部地域の生活の足を持続的に確保していくことを考えると、将来非常に危惧される状況になると考えられます。

そこで、脇山支線の今後の見通しを本市はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○住宅都市局長 脇山支線の今後の見通しにつきましては、沿線人口が減少傾向にあり、高齢化も進展していることなどから、今後とも、利用者が減少していくことを懸念しております。以上でございます。

○西鉄バスの廃止を受けた代替交通とはいえ、平成 22 年からの路線の形態を今後もそのまま継続していくことは、南部地域にとって本当に最良なのでしょうか。利用者の方々からは、現在の運行形態だと、本数が少ない上に乗り継ぎを 2 回もしなければならぬため、不便との意見や、1 便当たりの乗客数も少なく、空気を運んでいるようでもったいない、もっと小型のバスでもいいのではないかとの声も聞かれます。運行については、自治協議会など地域代表者との話し合いに基

づいて行われていると思われませんが、実際に利用される住民の声を十分に把握することのほうが重要であると考えております。さらには、南部は高齢化率が50%に達するほど高い地域もあり、特に山間部に点在する集落の高齢者にとっては、バス路線はあっても、バス停まで行くのに大変だったり、待ち時間が長かったりすることから、家族から不安がられても、運転免許証を手放せない80歳を過ぎた高齢のドライバーも多いようです。このような状態を踏まえ、もっと地域に応じた交通対策を検討していただくことが必要ではないかと思っています。

そこで、より地域の生活交通としての機能を果たすためには、脇山支線の見直しが必要と考えていますが、本市としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○住宅都市局長 脇山支線につきましては、住居が集積している地区へのルートの見直しや山間部への対応など、地域の実情を踏まえた運行方法について、地域や交通事業者とともに検討を進めております。その中でも山間部に位置する大字西地区におきましては、バス利用者が少ないため、バス利用の実態や公共交通への要望などについてアンケートを実施するなど、地域の声や課題の把握に努めているところでございます。以上でございます。



○脇山支線の見直しに向けて、現在、地域住民と対話をしながら進めていこうとしておられることは評価いたします。現状は日々の買い物や病院に通うための高齢者の方々は、急な坂道などを大変な思いをしてバス停まで歩いておられ、しかも、バスの便数が少ないため、長時間、夏は暑い中、冬は吹きさらしの中、立ちっぱなしで待ち続けなければならない、高額でもタクシーを利用せざるを得ない場合もあるとのことです。脇山支線の現在のバス交通が地域住民にとって本当に最適な交通手段なのかどうか、検証が必要だと考えております。他の都市では自治体が運営するコミュニティバスで地域をきめ細やかに運行している事例もあります。また、戸数が少ない地域では、事前の予約制で自宅とスーパーや病院の間を小型車両で運行する、いわゆるデマンド型の乗り合いタクシーを導入するなどいろいろな事例があります。

生活交通の問題は、早良区南部地域だけではなく、市内のあちこちの丘陵地で40年前ごろから宅地開発が行われた住宅街も現在高齢化が進み、交通難民がふえ続けています。本市においても今後の市民の生活交通の確保に向け、これら他都市の事例の把握に努めていただき、あわせて地域ごとの特性に応じた交通手段の導入について、検証や検討を進めていただきたいと考えています。

そこで、バス交通だけに頼らない、さまざまな交通手段の導入も視野に入れながら、生活交通の確保に向けた取り組みを早急に進めることが重要だと考えていますが、本市の御所見をお尋ねいたします。

○住宅都市局長 生活交通の確保に向けた取り組みにつきましては、高齢化の進展や郊外部における人口減少などに伴い、今後もますます重要性が高まってくると考えております。福岡市といたしましては、引き続き現在の休廃止対策、不便地対策、生活交通確保支援にしっかりと取り組んでいくとともに、地域の声や議会の御意見を伺いながら、課題を把握し、関係局と連携して総合的に生活交通の確保に努めてまいります。

議員御指摘のデマンド型乗り合いタクシーなど、さまざまな交通手段の導入につきましては、交通の利用実態や地域の声を十分に把握しながら、地域の実情に応じた検討を進めてまいります。以上でございます。

○今回の質問は、早良区南部の高齢者を例にとって生活交通の確保について質問をいたしました。しかし、交通弱者は高齢者だけではなく、障がい者は無論、子どもたち、そして運転免許証を持っていない方々

などがいらっしやいます。脇山支線の見直しの検討をされるとのことですが、この取り組みが早良区南部地域だけではなく、今後の福岡市の生活交通確保のモデル的、先導的な事例となるよう、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後に、市街化調整区域の土地利用規制緩和について質問させていただきます。

早良区南部の市街化調整区域は、豊かな自然に囲まれた地域であって、昔から自然と共生しながら、農業や林業が営まれてきました。しかしながら、近年の急速な産業形態の変化によって、農林業では生計が成り立たなくなり、ほとんどが他の業種に仕事を求めていくことで、農林業は兼業化になってしまいました。それでも中山間地区の田畑は狭地が多く、規模拡大も困難で、採算がとれないため兼業も難しく、農業離れが進み、年々耕作放棄地がふえ続け、荒廃が進んでいます。このように、地域の産業である農林業の衰退が中山間地域の人口減少の原因ともなっています。また、福岡県が指定している土砂災害特別警戒区域の規制は、この地域の面積の80から90%を占める地域もあり、これに一層拍車をかけています。これ以上の過疎化が進むと、地域コミュニティすら維持することができなくなると住民は大変な危機

感を持っています。

こういった状況に鑑み、本市としてもこれまで地域活性化に取り組んでこられました。新たにことし6月に市街化調整区域の活性化を図るための土地利用規制の緩和が行われました。その概要と、新たに可能となった建築物の内容についてお尋ねいたします。

○総務企画局長 平成28年6月に行いました、市街化調整区域の土地利用規制の緩和につきましては、人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図りますため、福岡市が指定した地域において、地域住民等による合意のもと、農林水産業や観光業など、地域産業の振興の観点から必要であると認められる建築物の立地を可能としたものでございます。この規制緩和によりまして、新たに生産者以外が営む直売所や観光客を対象としたレストラン、宿泊施設などの建築が可能となったものでございます。以上でございます。

○次に、地域を指定することですが、今回の土地利用規制の緩和の指定地域と指定地域選定の考え方をお尋ねいたします。

○総務企画局長 指定地域につきましては、東区の志賀島、勝馬、早

良区の脇山、内野、曲渕、西区の北崎、今津、能古の8校区でございます。指定地域の選定につきましては、市街化調整区域において農林水産業が主たる産業の地域のうち、人口減少が顕著または少子・高齢化や1次産業の担い手不足が深刻化している地域を有する校区であって、その大半が市街化区域と近接していない校区を指定したものでございます。以上でございます。

○市内8校区を対象にしているとのことですが、具体的にどのような場所での立地を想定しているのか、お尋ねいたします。

○総務企画局長 立地場所につきましては、8校区の指定既存集落内の空き地、空き家の活用を初め、上下水道などの新たな公共施設整備を伴わない、指定既存集落外の空き地などを想定いたしております。なお、この規制緩和におきましても、通常の開発行為と同様に、開発区域内に農地などすぐれた自然環境を有する区域や災害の発生のおそれがある区域などの土地は対象に含まないことといたしております。以上でございます。

○今回の土地利用の規制緩和策は、地域の自然や農産物を利用した産

業や観光に結びつくものとして大いに期待していたところですが、指定地域の脇山校区、内野校区、曲淵校区の大半は、幾つかの規制の網がかかっております。この規制緩和の対象外となっております。その一つが、標高 80 メートル以上の開発行為を制限している条例であり、しかも、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる区域とも重なっています。せつかくの緩和策も、この校区においては対象となる地域が極めて限られています。

そこで、標高 80 メートル以上の区域での開発行為を制限している目的についてお尋ねいたします。

○住宅都市局長 福岡市におきましては、土地利用の基本的な考え方といたしまして、福岡市基本計画や都市計画マスタープランなどにおきまして、おおむね標高 80 メートル以上の区域は、景観や災害防止、水源涵養などの観点から貴重な自然環境の保全に努めることとしております。このため、福岡市開発行為の許可等に関する条例及び同規則によりまして、自然公園法に規定する自然公園、その他自然環境の保持のために保全すべき区域として、おおむね標高 80 メートル以上の地域での開発を制限しております。以上でございます。

○標高 80 メートル以上の区域では、開発行為はできないとのことですが、この区域においても集落があり、人々の暮らしがあります。新たな家屋の建築などができなければ、当然、住民が減っていくばかりです。

そこで、標高 80 メートル以上の区域では、何も建築ができないのか、お尋ねいたします。

○住宅都市局長 標高 80 メートル以上の区域におきまして、既存集落などの既に宅地化されている区域につきましては、土地の造成工事など、自然環境に影響を与えることがないため、開発許可基準に適合するものについては、許可を受けて建築することが可能でございます。また、既存集落以外の区域でありましても、都市計画法などに規定されております農林業を営む人の住宅や、公民館、変電所などの公益性の高い建築物などにつきましては、例外的に開発許可は不要とされており、建築することが可能となっております。以上でございます。

○自然環境の保全の重要性については理解ができますが、地域の暮らしや活性化に必要な施設であり、地域の住民が合意し、待ち望んでいた施設であったとしても、建築できないのであれば、地域の住民も納

得できないのではないのでしょうか。さきに述べました耕作放棄地は 80 メートルの規制があるために、あくまでも農地としての活用しか認められず、ただ荒廃していくのを見ているしかないのでしょうか。本市の隣の糸島市や佐賀市の三瀬村では、福岡市からの観光客を呼び込むために観光施設の立地に力を入れています。その結果、地域に雇用が生まれ、農業の振興にもつながっています。本市においても福岡市民がわざわざ市外に出かけなくても、早良区南部周辺で豊かな自然を満喫できる地域の特性を生かした施設の立地を促進すべきではないのでしょうか。

そこで、今回の土地利用規制の緩和制度が標高 80 メートル以上であっても、既存集落以外の区域でも適用できるような柔軟な対応はできないのでしょうか、御所見をお願いいたします。

○住宅都市局長 平成 28 年 6 月から始めました土地利用規制の緩和制度につきましては、地域産業の振興によって地域の活性化を図るという趣旨から設けたものでございまして、既存集落以外でも利用できるよう、広く区域を指定しております。標高 80 メートル以上の区域で既存集落以外の土地においても、造成工事を伴わない既存の平地などの場合は、開発許可ではなく、手続が簡便な建築許可の制度によりま



して、今回の規制緩和を活用した建築が可能となります。この建築許可制度につきましては、開発許可との違いがわかりづらいという指摘もございますので、今後制度の周知に努めるとともに、今回の規制緩和の趣旨を踏まえ、自然環境の保全に支障のない範囲において、弾力的な運用を検討してまいります。以上でございます。

○次に、標高 80 メートル以上の開発規制と同じように、地域住民が大変不満を持っているのが、土砂災害特別警戒区域の指定です。

そこで、土砂災害防止法の制定の経緯並びに土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の違いについてお尋ねいたします。

○市民局長 土砂災害防止法につきましては、平成 11 年 6 月に、広島市、呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害が発生し、死者 31 名という甚大な被害が発生しましたことを契機に、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにすることなどを目的として、13 年 4 月 1 日から施行されております。また、土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域であり、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域の中で、建物の損壊など大きな被害が生じるおそれがある区域のことです。

ます。以上でございます。

○平成 22 年からの 6 年間で 20%の人口減少となった曲淵校区住民を対象に、8 月末に空き家に入居を促進するための話し合いが、市の職員の方々を交えて行われました。参加者の方から、我が家はこの地域に何世代にもわたって住み続けているが、何の災害にも遭ったことがない。それなのに、いきなりレッドゾーンに指定され、資産価値もなくなって合点がいかないという怒りの声もありました。

このように、土砂災害特別警戒区域に指定された場所では、住民生活にさまざまな影響が出ています。そのため、区域指定の根拠、指定の基準についてお尋ねいたします。

○市民局長 土砂災害警戒区域等の指定の根拠につきましては、土砂災害防止法に定められており、これに基づき、福岡県において区域の指定が行われております。その指定の基準につきましては、土砂災害防止法施行令において 3 つの区域が定められており、1 つ目は、傾斜度が 30 度以上で高さが 5 メートル以上ある急傾斜地の区域、2 つ目は、土石流が扇状に広がるおそれがある区域のうち、勾配が 2 度以上の区域、3 つ目は、地すべりしている区域または地すべりするおそれ

がある区域であり、それぞれが土砂災害警戒区域として指定されることになっております。また、土砂災害警戒区域のうち、土石等の移動等により、建物の損壊など大きな被害が生じるおそれがある区域が土砂災害特別警戒区域として指定されることになっております。以上でございます。

○レッドゾーン指定地域にお住まいの私の知り合いの方の息子さんが、実家に同居されるとのことで、家を増築されました。指定地域にあるため、災害防止策として裏庭の山側に擁壁を設置しなければ増築ができないとのことで、高さ2.5メートル、厚さ1メートル、長さ10メートルのコンクリートの擁壁をつくらざるを得ませんでした。建築負担は大きく、景観も決してよくありません。

このように、幾ら生まれ育った家でも、住み続けようとすれば、安全対策として多大な負担を強いられています。そのため、土砂災害特別警戒区域で住み続けるためには、既存の住宅を補強する際に何らかの助成が必要だと考えておりますが、このような助成制度はあるのか、お尋ねいたします。

○住宅都市局長 土砂災害特別警戒区域内にございます住宅への助成

制度につきましては、福岡市におきましては住宅の移転に要する費用などの一部について、国が2分の1、県が4分の1、福岡市が4分の1をそれぞれ負担する補助制度がございますが、住宅などの補強を含む改修費用に対する補助制度はございません。

なお、土砂災害特別警戒区域内における既存の建築物について、安全性を確保するために必要な改修工事に対し、国と地方自治体が協調して補助を行う制度が、国におきまして平成27年2月に創設されております。以上でございます。

○本市においては、住宅などの補強を含む改修費用に対する補助制度がないとのことですが、他都市における改修工事の助成制度導入の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○住宅都市局長 他の政令市の取り組みにつきましては、平成27年度に広島市、28年度に京都市及び堺市の計3都市において、住宅などの改修工事に対する補助制度を導入されております。以上でございます。

○政令市の中では、広島市など3都市において補助制度があるとのことです。福岡市においても、改修工事の助成制度の導入が必要である

と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○住宅都市局長 土砂災害特別警戒区域内において、住宅の安全性の確保に必要な改修への支援につきましては、市民からの相談に丁寧に対応するとともに、区域指定を行っている県の動向や、他都市における助成の利用状況など踏まえながら、補助制度の導入について検討してまいりたいと考えます。以上です。

○早良区南部地域では、市街化調整区域の土地利用規制の緩和制度が利用しにくいだけでなく、さらに土砂災害警戒特別区域の制限がかかっており、地域住民には二重の負担となっています。豊かな自然環境が、これらの制度のため、逆に地域の活性化を損なう足かせとなっていると思います。

最後に、早良区南部地域の活性化のために、より地域の実情に合わせた規制にすべきだと考えますが、市長の御所見をお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

○市長 福岡市は、都市的な魅力と豊かな自然環境が調和をしたコンパクトな都市でありまして、住みたいまちとして国内外より高く評価

をいただいております。この自然環境を今後とも守って引き継いでいくために、早良区南部地域を初めとする市街化調整区域では、景観や災害の防止、また、水源の涵養などの観点から必要な規制を行っております。一方で、これらの地域においては、人口減少ですとか高齢化が進展をして、地域の活性化は重要な課題となっております。定住化の促進や地域産業の振興を図るため、市街化調整区域の土地利用規制の緩和を行ったところでございます。今後とも、地域の実情を十分に踏まえながら、地域資源を生かした地域振興や防災対策の観点から、市街化調整区域における自然環境の保全と地域の活性化について、規制の適切な運用と必要な対策の検討を進めて、人と環境と都市活力の調和がとれたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。以上です。